旅館業を営む事業者及び旅館業を営もうとする事業者の皆様へ

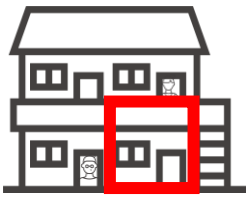
令和8年10月30日から改正後の条例が施行されました！

騒音・ごみ等の生活環境に関する近隣住民とのトラブル発生の未然防止のため、条例の一部が改正されました。
改正後の「大阪市旅館業法の施行等に関する条例」を遵守し、地域と調和のとれた運営を行ってください。

改正内容

①施設の構造設備基準

条例第3条（新設規定）
法第3条第1項の許可の申請を行う時又は延べ面積の増加を伴う施設の改修を行う時において、**宿泊施設が存する建物に現に居住の用に供している部分が存する場合にあっては、当該建物の構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造**であること、ただし、当該建物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と**同等以上の防音性能を有するものであると市長が認めるとき**は、この限りでない。



入居者がいる木造や鉄骨造のアパート・長屋の一部を旅館業施設として使用



NO！

市長が認める場合を除き、**原則許可しない**

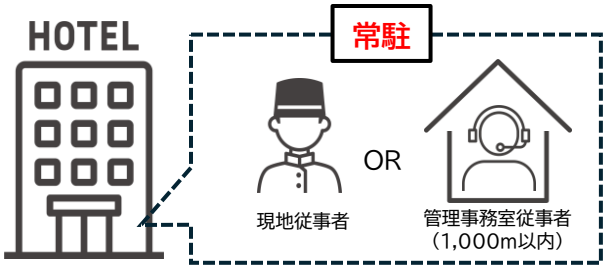
大阪市旅館業規制指導要綱第5条

- 施設が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有する構造であることを試験検査機関の遮音測定及び音響測定結果等により証明できる場合
 または
- 施設が建築基準法上「ホテル又は旅館」の用途に適合していることを検査済証等により証明できる場合

【適用対象：旅館・ホテル営業施設または簡易宿所営業施設のうち、下記に該当する施設】
- **施行日以降に新たに旅館業許可申請を行う施設**
 ※経過措置として事業譲渡や引継ぎ等による許可申請及び改正日までに許可申請や計画届を提出した施設を除く
- **施行日以降に施設の増床（客室の増設等）を伴う構造変更手続きを行う施設**

②衛生措置基準

条例第9条（新設規定）
宿泊者が宿泊施設（下宿営業に係るものを除く。）を使用している間、営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が**当該宿泊施設に係る旅館業の施設に常駐**すること



【適用対象】
- **全ての旅館・ホテル営業施設または簡易宿所営業施設**

③施設の近隣住民に対する周知規定

条例第12条で定める**小規模施設における近隣住民への周知規定を拡充**します

【周知が必要な施設条件】



総客室面積が200㎡未満の施設
（対象面積の拡大）

【周知する事項】

- ①営業者等の氏名
- ②施設の名称及び所在地
- ③苦情等対応者の氏名及び電話番号
- ④廃棄物の処理方法
- **⑤騒音を防止するための方法（追加）**
- **⑥火災等の緊急時の対応方法（追加）**

【適用対象】
- **施行日以降に新たに旅館業許可申請を行う施設**
 ※経過措置として事業譲渡や引継ぎ等による許可申請及び改正日までに許可申請や計画届を提出した施設を除く

条例改正に伴い、申請・手続きに必要な書類等が一部変更されています。
大阪市HP「旅館業」や「旅館業法に関するガイドライン」をご確認ください。

HPはこちら

お問い合わせ先：06－6647－0835（大阪市保健所環境衛生監視課旅館業指導グループ）